

日光市市民ボランティア活動補償制度

日光市市民ボランティア活動補償制度は、市民の皆さんが安心してボランティア活動を行えるよう、市が保険料を負担し、ケガなどの補償を行う制度です。

事故を未然に防止することが大切です！
活動前の準備や対策、無理のない計画、
活動中の注意喚起などに配慮し、安全な
市民活動を行いましょう！



日光市協働イメージキャラクター

”きよさくん”

対象となる方

市内に活動の拠点を有する市民団体等が行うボランティア活動の参加者（市外の方も対象になります）。

対象となるボランティア活動

市民団体が行う以下のような活動で、広く社会貢献を目的とし、計画性、継続性、公益性のある無報酬（交通費等の実費の支給を除く。）で行うボランティア活動。

- 社会教育活動
指導者や運営スタッフ など
 - 青少年育成活動
非行防止パトロール など
 - 社会福祉活動・社会奉仕活動
高齢者、障がい者等の介護・支援 など
 - 地域社会活動
自治会活動、防犯活動 など
 - その他これらに類する自発的に行う活動
- ※市内における活動に限る。
※政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動を除く

補償内容

傷害事故・・・ボランティア活動中にケガなどをした場合

補償の種類	支払事由	補償限度額
死亡	ボランティア活動中の事故により、事故の日から起算し180日以内に死亡したとき	1人につき300万円
後遺障害	ボランティア活動中の事故により、事故の日から起算し180日以内に後遺障害が生じたとき	1人につき 9万円～300万円
入院	ボランティア活動中の事故により、入院したとき	1人1日につき3千円（入院した治療日数に応じて傷害事故の日から180日を限度とする。）
手術	入院補償が適用され、かつ、治療のために手術を受けたとき	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額
通院	ボランティア活動中の事故により、通院したとき	1人1日につき2千円（通院した治療日数に応じて傷害事故の日から180日までの間において90日を限度とする。）

賠償事故・・・ボランティア活動中に活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったなどの結果、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合（賠償金のうち5,000円を超えた分が該当）

賠償の種類	支払事由	補償限度額
身体賠償	他人の身体に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1人につき1億円 1事故につき2億円
財物賠償	他人の財物に損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1事故につき500万円
保管物賠償	他人からの預かり品又は管理している物を滅失、き損、汚損等により損害を与え、損害賠償責任を負ったとき	1事故につき300万円 (補償期間中1,000万円まで) ※この場合の補償期間とは、8月1日からの1年間を単位補償期間とする。

適応範囲

適応となるもの	適応外のもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動中に発生したもの ・ ボランティア活動に伴って提供した財物によるもの ・ ボランティア活動を行うための移動若しくは帰り道に発生したもの ・ 熱中症、細菌性・ウィルス性による食中毒 ・ 賠償事故において、団体もしくは指導者が法的責任を負うもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報酬が発生するもの ・ 団体としての活動ではないもの（個人の活動） ・ 政治や宗教的な活動 ・ 故意的なもの ・ 市外での活動 ・ スポーツ活動 ・ 会員同士の慰労を目的とした活動（懇親会など） ・ 地震や噴火、台風などの災害によるもの ・ 特定感染症 ・ 脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの ・ 医学的他覚所見のない頸部症候群（いわゆるむちうち）又は腰痛によるもの ・ 被保険者の職業上の業務によるもの ・ 違法行為が原因のもの ・ 被保険者が所有する自動車などにより損害を与えたもの（自動車などの修理代も適応外） ・ 危険度の高い活動 ・ 戦争、変乱、暴動、労働争議などによるもの ・ 学校管理下での活動 ・ 自治会主催のお祭りなどの一般の来場者・見物人等

※適応範囲については、保険会社の約款に則るため、この限りではございません。ケースごとにお問い合わせください。

事前登録

補償を受けようとする団体は、事前に市に登録をする必要があります。

(自治会、NPO 法人、市民活動支援センター登録団体を除く)

登録の際には、年間スケジュールの把握できるもの（総会資料等）や会則等が必要になります。

○登録受付について

受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除く）

受付場所：市役所本庁舎三階 地域振興課

○保険料について

この補償制度は市が保険の加入者になりますので、ボランティア活動を行う市民団体等が保険に加入したり、掛金（保険料）を支払う必要はありません。

事故が起きてしまったときは

①速やかに市役所地域振興課へ連絡。

まずは、事故の状況を伝えましょう。

※賠償事故の場合は特に、すぐに連絡をしてください。



②事故報告書の提出

必要書類を添付の上、事故報告書の提出をします。(3週間以内)

※添付書類

- ・活動団体の活動根拠となる資料（事業計画、回覧等）
- ・当日のボランティア参加者名簿
- ・その他事故の状況を証明、説明できる資料



③請求書の提出

補償の該当となった場合には補償金請求の請求書を提出します。



④保険金の受領

保険会社から保険金が支払われます。

お問い合わせ

日光市役所 地域振興課 市民協働推進係

電話:0288-21-5147 FAX:0288-21-5137

E-mail:chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp